

令和6年度随意契約一覧【工事】

契約名	契約金額 (税込・円)	契約の相手方 (住所及び商号・名称)	契約日	契約期間	契約の相手方の①選定理由・②関係法令	担当課
市川中学校プール給水改修工事	1,724,888	(有)塩島設備	R6.6.13	R6.6.14 ~ R6.6.28	①本修繕工事は、市川中学校においてプール開設の準備のため、プールの水を出した際に、プールへ水を供給する配管に漏水が生じてることが判明したことによるものであるが、プールの開始が6月24日を予定しており、緊急に修繕を実施しなければならず、競争入札に付す暇がないことから、本修繕の施工が可能な町内2業者から早急に見積書を徴し、修繕を実施したため。 ②地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	教育総務課（総務施設）
(主) 甲府市川三郷線舗装工事に伴うマンホール調整工事	2,244,000	(株)丸美建設工業	R6.6.18	R6.6.19 ~ R6.7.31	①本工事は県発注の(主)甲府市川三郷線舗装工事に伴い、既設マンホールと舗装面に段差が生じるため、マンホールを嵩上げる工事である。作業効率及び工程管理を考慮し、(主)甲府市川三郷線舗装工事を受注した業者と随意契約としたい。 ②地方自治法施行令第167条の2第1項	生活環境課（下水道）
R6町道矢作川浦線道路改良工事に伴う付帯工事	1,980,000	砂田建設工業(株)	R6.7.11	R6.7.12 ~ R6.8.31	①本工事は、町が発注し施工中の「R6町道矢作川浦線道路改良工事」の関連工事であるため、本体工事を受注した上記業者と随意契約することにより、通常発注より諸経費が軽減（詳細別紙参照）されることを踏まえ、業者から見積りを徴し、随意契約したい。 ②地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	建設課（公共土木）
富士見住宅3号棟昇降機修繕工事	1,822,480	ジャパンエレベーターサービス城西(株)	R6.9.10	R6.9.11 ~ R7.3.17	①エレベーター部品については、定期的な更新(13年～15年/回)が必要となる。本工事は建築から15年が経過した富士見住宅3号棟のエレベーター部品交換であり、機器の安定した信頼性を維持するため経年劣化した構成部品の取替を行うものである。 現在、上記業者に本設備の保守点検業務を委託しており、修繕に必要な資材や人員を迅速に調達することが可能である。また、本工事を他社が施工した場合、故障時における責任の所在が不明確になる恐れがあることから、上記業者に依頼するものである。 ②地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定	建設課（住宅）
(一) 甲斐岩間停車場西島線舗装工事に伴うマンホール調整工事	1,397,000	(株)丸美建設工業	R6.10.11	R6.10.15 ~ R6.11.15	①本工事は県発注の(一)甲斐岩間停車場西島線舗装工事に伴い、既設マンホールと舗装面に段差が生じるため、マンホールを嵩上げる工事である。作業効率及び工程管理を考慮し、(一)甲斐岩間停車場西島線舗装工事を受注した業者と随意契約としたい。 ②地方自治法施行令第167条の2第1項	生活環境課（下水道）
R6簡易水道施設無停電電源装置更新工事	1,342,000	シンク・エンジニアリング(株)	R6.10.18	R6.10.21 ~ R7.1.24	①本工事は、簡易水道施設に設置してある無停電電源装置及びバッテリーを更新する工事である。無停電電源装置のバッテリーは推奨交換周期が5年以内であるが、当該簡易水道施設においては設置後5年以上経過しているため、バッテリーを交換する必要がある。そこで現在、水道事業の特殊性により当該施設における機器の製造および設置業者であり年間を通じて緊急対応が可能であるという点から「計装設備保守点検業務」を履行し、その点検結果により報告された案件であること、現場の状況に精通し設備・機器を熟知しているという点から当該施設と密接不可分の関係にあり、安全・円滑かつ適切な施工が確保できることの2点から上記業者1社を選定した。 ②地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	生活環境課（簡易水道）

R6簡易水道施設データ通信端末更新工事	1,683,000	シンク・エンジニアリング(株)	R6.10.18	R6.10.21 ~ R7.1.24	①本工事は、簡易水道施設に設置してあるデータ通信端末を更新する工事である。簡易水道施設の情報をクラウド上に送信するためにモバイル通信端末を各施設に設置しているが、契約している電気通信事業者の通信回線が令和8年4月に3Gから4Gに切り替わるため、4Gに対応していないモバイル通信端末を更新する必要がある。そこで現在、水道事業の特殊性により当該施設における機器の製造および設置業者であり年間を通じて緊急対応が可能であるという点から「計装設備保守点検業務」を履行し、その点検結果により報告された案件であること、現場の状況に精通し設備・機器を熟知しているという点から当該施設と密接不可分の関係にあり、安全・円滑かつ適切な施工が確保できることの2点から上記業者1社を選定した。 ②地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	生活環境課（簡易水道）
(主)市川三郷身延線舗装工事（1工区）に伴うマンホール調整工事	2,090,000	長田組土木(株)	R6.10.24	R6.10.25 ~ R6.11.29	①本工事は県発注の(主)市川三郷身延線舗装工事に伴い、既設マンホールと舗装面に段差が生じるため、マンホールを嵩上げる工事である。作業効率及び工程管理を考慮し、(主)市川三郷身延線舗装工事を受注した業者と随意契約としたい。 ②地方自治法施行令第167条の2第1項	生活環境課（下水道）
六郷浄化センター ばっ気機インバーター修繕工事	1,408,000	トーヨークリエイト(株)	R6.11.7	R6.11.8 ~ R6.11.29	①本工事は、六郷地区の下水道終末処理場である六郷浄化センター内のばっ気機インバーター機器の工事である。インバーターの経年劣化により不具合が頻繁に発生し稼働に支障をきたす恐れがあるため、早急に修繕工事を行うものとする。工事にあたっては、地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約とする。 ②地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	生活環境課（下水道）
(主)市川三郷身延線舗装工事（2工区）に伴うマンホール調整工事	1,397,000	(株)丸美建設工業	R6.11.12	R6.11.13 ~ R6.12.13	①本工事は県発注の(主)市川三郷身延線舗装工事に伴い、既設マンホールと舗装面に段差が生じるため、マンホールを嵩上げる工事である。作業効率及び工程管理を考慮し、(主)市川三郷身延線舗装工事（2工区）を受注した業者と随意契約としたい。 ②地方自治法施行令第167条の2第1項	生活環境課（下水道）
六郷浄化センター 無停電電源装置修繕工事	1,540,000	トーヨークリエイト(株)	R6.12.10	R6.12.11 ~ R7.1.31	①本工事は、六郷地区の下水道終末処理場である六郷浄化センター内の無停電電源装置の修繕工事である。無停電装置の電源装置の経年劣化により点検時に不具合が発生している。このままでは稼働に支障をきたす恐れがあるため、早急に修繕工事を行うものとする。工事にあたっては地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約とする。 ②地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	生活環境課（下水道）